

令和7年度 直方市高齢者保健福祉協議会（第1回）議事要録

日時：令和8年1月30日（木）14：00～

場所：全員協議会室

次 第	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議題 (1) 令和7年度 高齢者保健福祉計画の進捗状況 (2) 令和6年度 第9期介護保険事業計画の報告 (3) 地域密着型サービス事業所の休止報告 4. その他
会議要録	
3. 議題	<p>(1) 令和7年度 高齢者保健福祉計画の進捗状況 (事務局より、第9期直方市高齢者保健福祉計画の主な取り組みについての進捗状況について説明)</p> <p>(2) 令和6年度 第9期介護保険事業計画の報告 (事務局より、令和6年度 第9期介護保険事業計画について説明後、併せて質疑)</p> <p>(質疑・意見) (委員) 進捗状況進捗状況 P1 No.3 認知症初期集中支援チーム事業の機能強化に関して、実績がほばない状況で機能していないように見える。他地区と比べても少ないと思う。ニーズがないということはないと思うが、認知症医療センターにつながっていない要因は何か。</p> <p>(事務局) 認知症について包括支援センターに相談はあるが、包括支援センターの職員や介護支援専門員、ご家族の方と連携し解決することが多く、認知症医療センターへの依頼に至っていない。</p> <p>(委員) 進捗状況 P7 配食サービスが前年比4割減となっている。高齢者人口も要介護度比率も変わっていないと思うが、減少した要因は何か。</p> <p>(事務局) 令和7年度より内容を見直した。土曜日配達が可能事業者がいないため、今年度より土曜日配達を取りやめた。</p> <p>(委員) 申込者数は変わらないが、食数は減ったということか。土曜日配達がないので食数は</p>

当然減ると思うが、利用人数が大幅に減っているように見える。

(事務局)

今年度、配達業者を1社増やし2社体制となった。地区により配達業者が決まっているため、昨年と業者が変わり、味の変化等でやめた方もいる。

(委員)

令和6年度実績報告のP4、5 介護保険サービスの事業量について、コロナ禍の影響を脱して若干増えてはいるが、計画値を下回っている。P6 の高額介護サービス費は計画値を大幅に上回っている。高額介護サービスに該当する件数が多かったと推察するが、今後サービス費の単価が上がるのが予測されるが、計画値の修正は行うのか。

(事務局)

9期計画内では修正は予定していない。

(委員)

P8 の特定入所者介護サービス費が計画値よりだいぶ少ない。居住費の基準額が上がって、10～15年前と比べ入所費用も高くなったという実感がある。低所得者層の方が要介護状態になりやすいという数値もあるが、利用されていないというのは、低所得者の方が入所できない、またはしないという選択をしているのではないか。市としてどう分析しているか。

(委員)

ケアマネジャーとして従事している中で、確かに低所得者は入所したくても入所費を継続して支払えないため、在宅を選択している現状があると感じている。特定の申請も条件に当てはまらないので、在宅サービスを駆使して、なるべく出費を抑えて在宅で生活している実情がある。施設に入りたくても入れない方がたくさんいるという現状があると感じている。それを踏まえて市の見解をいただきたい。

(事務局)

明確に分析した結果はない。現状の要因分析はできていない。

(委員)

制度自体は国が決めることなので、自治体でどうこうできることではないが、サービスを提供する側としては、必要なサービスが行えているのか。負担を感じている方がいるのではないか。所得によってサービスの利用が制限される状況はよいものではないと思う。だからといって助成金を作るといかにいう話にはならないが、地域ケア会議などを通してどう支援していくか、あぶり出していく必要があるというふうに思う。

(委員)

配食サービスの利用者が減っているという質問に関連して。

ケアマネジャーとして担当している利用者の方に配食サービスを勧めるが、今年度から事業者が変わり、置き配システムが導入されたが、認知症の利用者などには置き配システムが浸透せず、弁当を腐らせてしまったという事例もあった。様々なトラブルがあり配食サービスの利用を断念してしまうという実態を、社会福祉協議会に相談したが、配達事業者も人員不足で利用者の希望に沿った時間にサービスを提供できない現状があるとの回答があった。そもそも配食サービスとはどんなサービスなのか。配食サービスは、食の提供と安否確認という重要な目的の下にサービスを展開されてきたと思っている。果たして置き配システムが安否確認という目的に合っているか、見直す機会があれば改めて検討してほしい。

(委員)

ちなみに今年から事業所が変わったということだが、委託業務期間は何年の予定か。

(事務局)

事業者との契約期間は1年間。配達に関しては、原則手渡しでお願いしているが、デイサービス利用や外出など、配達時間に不在であることが予め分かっている場合は、置き配可としている。ただし置き配にした場合は、翌利用日に受取可否を確認する体制を取っている。

(3) 地域密着型サービス事業所の休止報告

(事務局より、地域密着型サービス事業所の休止報告について説明後、併せて質疑)

(質疑・意見)

(委員)

介護人材確保はどこの事業者も苦労している。国もハローワークの機能強化を図っており、その事業の一環でタイアップして就職説明会を行ったことがある。今後もハローワークと特定の事業者の方がタイアップした説明会が行われると思う。事業者側からのお願いとしては、特定の事業者とタイアップした説明会を周知することは難しい面もあると思うが、そういった説明会が開催されるという周知を協力お願いしたい。

(事務局)

人材不足については、喫緊の課題と認識している。市単独というより県が主体的に進めているが、市としても可能な範囲で協力していきたいので、また個別にご相談いただきたい。